

緑の基本計画策定にあたり、上位・関連計画等との整合を図るため、「基本方針」「テーマ」「施策の方針」「施策」ごとに整合内容の整理を行った。

計画名	「基本方針」「テーマ」との整合	「施策の方針」との整合	「施策」との整合
<b>1 国の法律・計画</b>			
都市緑地法の一部を改正する法律 (都市緑地法運用指針) [平成 16 年、平成 29 年]	-	【基本計画の記載事項（追加）】 ・都市公園の整備の方針等 ・都市公園の管理の方針 ・生産緑地地区内の緑地の保全	・都市計画に緑地保全地域の指定等を定めることができる ・地区計画等の区域内の樹林地・草地等について、条例で、木竹の伐採等について許可制とすることができる ・緑化地域等における緑化率規制の導入する ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
都市公園法の一部を改正する法律 [平成 16 年、平成 29 年]	-	-	・都市公園の区域を立体的に定めることができる制度を導入する ・公園管理者以外の者が公園施設を設置することができる要件を緩和する ・借地公園は契約期間の終了等により権限が消滅した場合に廃止することができることを明確化する ・都市公園における公園施設の公募設置管理制度や P F I 制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、官民連携の方針についても定めることが望ましい・公募設置管理制度（Park-PFI）の創設 ・ P F I 事業の設置管理許可期間の延伸 ・保育所等の占用物件への追加 ・公園の活性化に関する協議会の設置 ・都市公園の維持修繕基準の法令化（平成 30 年 4 月 1 日）
生産緑地法の一部を改正する法律 [平成 29 年]	-	-	・生産緑地地区の面積要件を条例で 300 m <sup>2</sup> （政令で規定）まで引下げ可能とする ・平成 4 年の法改正から 30 年（H34）に一斉に買取申請が発生する生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加する。 ・住居系用途地域の一類型として田園住居地域の創設
都市農業基本法/ 都市農業振興基本計画 [平成 27 年、平成 28 年]	-	・都市農地の保全	【政府が講ずべき施策】 ・緑地保全制度の活用促進 ・地域住民による農業景観の保全活動の展開 ・農業を学ぶ拠点としての都市公園の新たな位置付けを検討
緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項 [平成 23 年]	-	・エコロジカルネットワークの形成	【拠点地区となる緑地を確保するための施策】 ・現状凍結的に保全することが可能な生息生育地型特別緑地保全地区等の指定により保全を図る ・緑地管理機構制度や管理協定制度的緑地を適正に管理する制度の活用を図る ・動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園等として位置づけ、緑地の保全・活用・管理を図る 【街地における緑地を確保するための施策】 ・緑化地域の指定等により一定規模以上の建築物の敷地に対する緑化を図る ・緑化重点地区を定め、都市公園の整備、公共公益施設の緑化、地区計画等緑化率条例制度の活用、市町村の条例に基づく緑化施策の実施等の多様な手法の組み合わせにより総合的に緑地の再生・創出を図る
ヒートアイランド対策大綱 [平成 25 年]	ヒートアイランド現象の緩和	【ヒートアイランド対策の推進（目標）】 ・地表面被覆の改善 ・水と緑のネットワークの形成を推進	【ヒートアイランド対策の推進（具体的施策）】 ・民間建築物等の敷地における緑化等の推進・官庁施設等の緑化等の推進 ・公共空間の緑化等の推進（立体都市公園制度の活用、借地方式による都市公園整備の推進、幹線道路の植樹帯設置等の道路緑化の推進）・水の活用による対策の推進 ・自然的環境の保全・再生・創出 ・近郊緑地保全制度における新たな区域の指定などの検討を実施 ・都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を図るとともに、管理協定制度の推進によるきめ細かな管理、緑地管理機構制度の推進による多様な主体が参画した緑地の保全等
首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン [平成 16 年]	-	[丘陵ゾーン] ○外周地域…「保全すべき自然環境」を確実に保全する 【地域の行動方針】 ・多様な自然環境をつなぐネットワークの形成 ・樹林の維持管理促進と水辺環境の改善 ・自然環境の適正利用と関係者の連携推進	・多摩湖、狭山湖とその周囲に広がる貯水池林を保護、保全 ・風景地護協定や市民緑地制度の活用による市民団体と住民及び行政が連携した取組を推進 ・狭山丘陵共通のガイドブック、ロゴマーク等の共同作成によるインフォメーション機能の充実 ・自然情報を案内する拠点施設や行政界を越えた遊歩道のネットワーク化を図る等、適切な利活用と連携への取組 ・関係する市民団体や複数の地方公共団体、地域等との情報交流と共有化を進め、事業、活動の総合的な運営、調整を図る連携体制の構築
柳瀬川流域水循環マスタープラン [平成 17 年]	-	《奈良橋川流域》 昔なつかしい風景のある流域・里山、湧水の保全・再生	《空堀側ブロック》 ・必要な箇所には旧川を残す・親水機能向上、生態系の保全 ・水と緑に恵まれた緑のネットワーク（管理河川通路も緑豊かな散策路に） ・生物の生息環境に配慮した護岸を整備し、魚が上り降りできる川 ・雑排水を流さずに、水量を確保（貯留浸透施設の設置により） ・豊かな水とみどりの回廊づくり ・空間とみどりの保全を図る

計画名	「基本方針」との整合	「施策の方針」との整合	「施策」との整合
2 東京都の計画			
都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～ [平成 28 年]	水と緑のネットワークの充実	【2020年とその先の未来に向けて】 ・森林・丘陵地や農地など貴重な緑を保全することで、自然豊かな都市環境を次世代に継承していく	【豊かな自然環境の創出・保全：4か年の政策の展開】 ・時代のニーズに合わせた公園の再整備 ・区市町村、企業や都民等と連携しながら、花を活かした緑化を進める ・水辺空間での緑化を進め、都市公園や街路樹等と有機的に緑をつなげることで、水と緑のネットワークを更に充実させる ・屋敷林や丘陵地や崖線などの樹林地については、特別緑地保全地区の指定促進や民間基金と連携した緑地保全などの取組により、保全を進める ・丘陵地に残された貴重な自然を保全するため、地元自治体と連携しながら、保全地域の指定を進め、保護と回復を図る
都市づくりのランドデザイン [平成 29 年]	水と緑のネットワークの形成	-	○政策方針 25 産業の一翼を担い活力を生み出す都市農業を育成する ・農地を保全し、次世代に引き継ぐ ○政策方針 26 水辺を楽しめる都市空間を創出する ・まちに潤いを与える水辺空間を形成する
緑の東京計画 [平成 12 年]	-	【施策の方向（多摩・丘陵ゾーン）】 ・樹林地などの自然資源の保全・活用 ・外縁部分に残る自然地の保全・活用 ・農業の活性化、農業の継続による農地の保全	-
みどりの新戦略ガイドライン [平成 18 年]	-	【公民の役割】 （公共）①主要なみどりの拠点づくり ②主要なみどりの軸づくり ③都民・民間事業者によるみどりづくりの誘導 （民間）①民有地におけるみどりの創出と保全 ②みどりのネットワーク充実への寄与 ③みどりの広がりや厚みを持った良好な空間形成	【新たな施策の推進】 ・「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定 ・豊かなネットワークに寄与する「環境軸」の形成 ・民間事業者による「みどりの計画書」の作成 ・民間による公園づくりのしくみの検討
都市計画公園・緑地の整備方針（改定） [平成 23 年]	水と緑のネットワークの形成	・都市計画公園・緑地の計画的な整備促進 ・整備効果の早期発現に向けた取組の方針	【優先整備区域に位置づけられている都市計画公園・緑地（今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地）】 （東京都事業）東大和緑地(東大和公園)：40,000㎡ （事業促進区域：1,400㎡、新規事業化区域：38,600㎡） （市町事業）東大和狭山緑地：3,000㎡（事業促進区域：3,000㎡）
緑確保の総合的な方針（改定） [平成 28 年]	-	・都市における緑の骨格となる丘陵地や崖線、身近な緑である屋敷林や農地などを重点的に確保	【既存の緑を守る方針に位置づけられている緑地】 （水準1）東大和湖畔三丁目、奈良橋二丁目、高木一丁目：40,000㎡ 【緑のまちづくり指針に位置づけられている施策】 （事業）土地区画整理事業（市）：立野一丁目 （制度）地区計画：向原二・三・五・六丁目、南街一・四丁目
東京農業振興プラン [平成 24 年]	-	【農業振興の方向】 ・東京農業の特性を活かした産業力の強化 ・都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進 ・豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的な貢献	○都市地域の農業【農業振興の方針】 ・都市農地の保全に向けて、区市と連携し、生産緑地の追加指定を推進 ・区市や農業団体等と連携し、農業・農地の持つレクリエーションやコミュニティー、教育、防災などの多面的機能を発揮した農のあるまちづくりを推進 ・都内産緑化植物を活用して東京の緑化を推進する「花と植木の地産地消」を進め、生産・流通の拡大に取り組む ・都民が身近な都市地域で農とふれあい、体験し、楽しめるよう、農産物直売所や観光農園、農業体験農園、とうきょう特産食材使用点などの情報を積極的に発信するとともに、地域を訪れ、楽しめるよう、農を巡る散策マップや案内板などの整備を進める。
丘陵地公園（中藤公園・観音寺森緑地・東大和芋窪緑地）の整備計画 [平成 27 年]	-	・一連となった狭山丘陵の緑や生態系の保全 ・狭山丘陵の自然資源や歴史・文化資源の保全と活用の両立 ・狭山丘陵の環境を良好に保つとともに、継続的な活用を可能とする管理運営の確立	【整備計画に位置づけられている緑地】 ・東大和芋窪緑地：11.90ha、中藤公園：57.70ha、観音寺森緑地：15.75ha
東大和公園マネジメントプラン [平成 25 年]	-	-	【整備等の取組方針】 ・生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組、新規開園面積 ・都民協働の取組、広域連携の取組 ・優先整備区域（新規事業化区域）は、平成 32 年までに事業化を図る
東大和南公園マネジメントプラン [平成 27 年]	-	-	【むこう 10 年間を見据えた主な目標】 ・地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園 ・スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

計画名	「基本方針」との整合	「施策の方針」との整合	「施策」との整合
<b>3 東大和市の計画</b>			
東大和市総合計画 第二次基本構想（改訂）及び 第四次基本計画 [平成 25 年]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさとの緑と水をまもる</li> <li>・緑の拠点とネットワークをつくる</li> <li>・緑あふれるまちをつくる</li> <li>・市民・事業者・行政の協働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵の保全と活用、水辺環境の整備</li> <li>・生物多様性 11 の保全、樹木の保全</li> <li>・公園緑地の計画的・体系的配置</li> <li>・親しみのもてる公園整備</li> <li>・公共施設施設の緑化推進、民有地の緑化推進</li> <li>・市民活動の支援、緑に対する啓発活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【第三次基本計画（補正）における【主な事業】の達成状況】</li> <li>・狭山丘陵の公有地化促進：用地買収による狭山丘陵の保全【着手】</li> <li>・前川の親水河川整備：水辺環境を保全・創出するための基本調査を実施【未着手】</li> <li>・下砂公園の整備：空堀川と第七小学校が一体となった公園の整備方針を策定【未着手】</li> </ul>
東大和市まち・ひと・しごと 創生総合戦略 [平成 27 年]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水と緑の環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵の貴重な自然を守り、市街地の身近な緑と水辺環境を保全・創出して、自然と共生したまちづくりを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【子どもがいきいきと育つ環境の充実】</li> <li>・自然観察会、環境教室の実施</li> <li>【安心して暮らせる環境をつくる】</li> <li>・狭山緑地管理事業、ホテルの里づくり事業、自然保護事業、特色ある公園づくり事業</li> </ul>
東大和市都市マスタープラン （改定） [平成 27 年]	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緑と水の拠点及び水と緑の景観軸を結ぶネットワークの形成】</li> <li>・ふるさとの緑と水をまもり活用する</li> <li>・緑の拠点とネットワークをつくる</li> <li>・緑と花があふれるまちをつくる</li> <li>・市民・企業・行政の協働</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵の緑の保全・活用、水辺の保全・活用</li> <li>・農地の保全・活用、樹林地の保全</li> <li>・公園緑地の体系的な配置</li> <li>・市民ニーズに合った公園整備</li> <li>・緑によるネットワークの形成</li> <li>・公共空間の緑化、民有地の緑化、緑のリサイクル</li> <li>・緑化のしくみづくり、緑化の支援体制づくり</li> <li>・緑の普及・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【緑と水の都市づくり】</li> <li>・都市計画決定している区域の公有地化に努める</li> <li>・市民と行政が協働で計画的な萌芽更新等の管理を継続できるよう体制を整える</li> <li>・多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用されるよう整備・充実を検討する</li> <li>・野火止用水「せせらぎ」では、市南側の緑と水の景観軸を構成する重要な水辺空間となっているので、一層の保全に努める</li> <li>・市民農園・観光農園などに活用できるよう検討を進める</li> <li>・生産緑地地区の多くが平成 34 年に期間経過を迎えるため、農地としての存続を図るための方策を検討</li> <li>・近年各地で取組みがみられる『アダプトプログラム』の導入についても検討</li> <li>・市民の緑に対する意識を高めるため、情報発信等を行う</li> </ul>
第二次東大和市環境基本計画 （平成 29 年度～平成 38 年度） [平成 29 年]	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち</li> <li>・環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち</li> <li>・環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち</li> <li>・協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【重点施策①：協働・連携により、狭山丘陵の自然を守り育てる】</li> <li>・狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進、水辺の保全・整備、緑化のしくみづくり【新規】、生物多様性の保全・再生【新規】、自然と親しむ場づくりの推進、協働・連携の機会づくりの推進</li> <li>【重点施策②：環境にやさしく安全で快適な持続可能なまちづくりを進める】</li> <li>・緑の保全・創出、緑と水のネットワーク形成【新規】</li> <li>【重点施策③：自然に親しみ、学び、東大和市の環境に対する関心、理解を深める】</li> <li>・農業とふれあう場の確保、子どもによる環境活動の支援、親子環境教室の開催、環境学習の機会の提供、環境にやさしい行動の普及【新規】、自然や歴史の再発掘と活用【新規】、自然と親しむ場づくりの推進、地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承、環境情報の共有化の推進、市民協働提案事業の検討・推進、環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援</li> </ul>
第三次東大和市地球温暖化 対策実行計画 [平成 29 年]	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上や壁面の緑化を実施する</li> <li>・所管する樹木の剪定枝は、堆肥等として活用する。</li> </ul>
東大和市地域防災計画 [平成 25 年]	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業により保全・再生された仲原緑地等があるが、今後も緑の再生</li> <li>・残された緑を保護するため、保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定設置の奨励</li> <li>・生産緑地地区の指定等、長期・安定的な営農に向けた施策を推進</li> <li>・生産緑地等の活用を含めた防災協力農地登録制度の検討</li> </ul>
東大和市農業振興計画 [平成 25 年]	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の保全と活用</li> <li>・ふれあい農業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【重要施策】</li> <li>・生産緑地保全事業等国及び東京都の事業の導入</li> <li>・農地や屋敷林をめぐる散策ルートの設定</li> <li>・緊急避難場所や延焼防止空間としての活用</li> <li>・農業体験園の拡大</li> <li>・学校農園の整備(体験教育・環境教育)</li> </ul>
東大和市生涯学習・ 生涯スポーツ推進計画 [平成 29 年]	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東大和の特色を生かしたスポーツ活動推進、多摩湖周回道路、遊歩道、公園を利用したウォーキングコース設定、及びイベントの実施 健康ウォーキング事業</li> <li>・放課後の子どもたちの安心・安全で健やかな活動場所の確保を図るため 96 か所の公園・緑地（緑道を含む）及び 18 か所のこども広場の維持管理を行い。安全で利用しやすい環境の確保に努める。</li> <li>・公園管理事業、こども広場管理事業</li> </ul>
東大和市特色のある公園整備 基本方針 [平成 28 年]	<ul style="list-style-type: none"> <li>【地域交流と市内観光のネットワーク】</li> <li>・緑のネットワークの歩行者・自動車のネットワークを拡張して地域交流の拠点を結ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流の拠点となる公園の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【特色ある公園の整備対象】</li> <li>①平成 17 年度以前の整備</li> <li>②1,000 m<sup>2</sup>以上の敷地面積(主要な拠点となる公園)</li> <li>③地域条件による整備対象条件の緩和</li> </ul>